

# 北上市子育て世帯臨時特別支援金給付事業（2回目給付）

令和4年10月21日議会全員協議会  
 令和4年度10月補正予算関連資料  
 健康こども部子育て支援課



子育て世帯臨時特別支援金について、県が2回目給付を実施することとしたため、県の支給対象者に加えて、市独自に令和4年9月1日以降に生まれた新生児も支給対象として拡充し、対象児童一人当たり15,000円（1回目給付と合わせて30,000円）を給付するもの

## 1 支給対象者

- 次のいずれかの児童を養育する保護者等
- (1) 令和4年9月分の児童手当の支給対象となる児童
  - (2) 令和4年9月1日から令和5年4月1日までに生まれた児童（新生児）

## 2 支給対象者数（見込）

**11,955人**  
 （内訳）

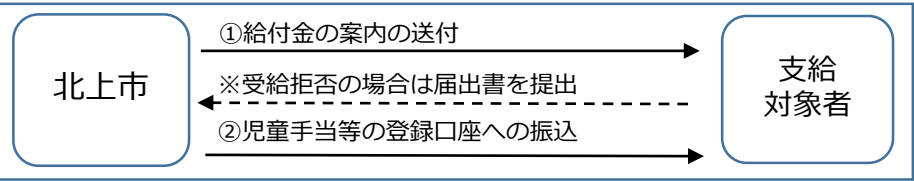
- ① 令和4年9月分の児童手当の対象児童※：11,638名  
 ※所得上限により、児童手当が支給されないものを含む
- ② 令和4年9月1日～令和5年4月1日生まれの新生児：317名

## 3 給付額

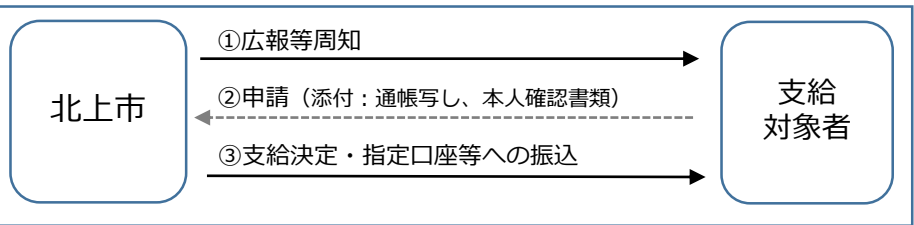
対象児童一人当たり **15,000円**（1回目給付と併せて30,000円）

## 4 事業スキーム

### (1) 申請不要の場合 [対象] 1回目給付済のもの



### (2) 要申請の場合 [対象] 1回目未給付のもの



## 5 費用・市の財政負担

**180,940千円**（うち県負担分176,104千円、市単分4,836千円）

【需用費】	160千円	事務消耗品、封筒代（7,500通）
【役務費】	1,455千円	郵送代、振込手数料
【扶助費】	179,325千円	給付金@15千円×11,955名

**760千円 繰越**  
 ※繰越は令和5年3月以降に生まれた新生児の役務費及び扶助費（50名分）  
 【財源イメージ】

	Ⅰ 児童手当分		Ⅱ 新生児分	
2回目給付	県給付金 15千円/人		市給付金 15千円/人	
1回目給付	県給付金 15千円/人	市給付金 15千円/人	市給付金 15千円/人	
児童手当制度 (現行)	児童手当 (本則給付)受給者	児童手当 (特例給付)受給者	対象外	
	所得制限限度額 7,360千円		所得上限限度額 9,720千円	

(補足)  
 1回目給付と2回目給付で児童手当の基準月が異なる。  
 (1回目) 令和4年5月分 (2回目) 令和4年9月分

## 6 スケジュール

10月31日 議会臨時会議  
 12月上旬 申請不要の対象者へ支援金の案内送付・支給要申請者の受付開始（給付は2～3週間後）